

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 8 回 会 議

平成 1 7 年 2 月 1 4 日 (月)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第 8 回会議

1 日時

平成 17 年 2 月 14 日 (月) 午後 2 時開会・午後 3 時 18 分閉会

2 場所

庵治町役場 1 階 105 会議室

3 出席委員 21 人

会 長	増 田 昌 三	委 員	三 好 治
副会長	梶 河 正 孝	委 員	寺 岡 増 紀
委 員	加 茂 富 義	委 員	嶋 野 勝 路
委 員	谷 本 繁 男	委 員	上 北 東 太 郎
委 員	高 砂 清 一	委 員	香 川 深 雪
委 員	大 橋 光 政	委 員	加 藤 博 美
委 員	新 上 隆 司	委 員	小 西 百 々 代
委 員	梶 村 傳	委 員	岡 田 賢
委 員	大 浦 澄 子	委 員	藪 淳 子
委 員	三 笠 輝 彦	委 員	増 田 富 子
委 員	森 谷 芳 子		

4 欠席委員 1 人

幹 事 井 竿 辰 夫

5 出席幹事 7 人

副幹事長	加 茂 富 義 (委員兼務)	幹 事	植 田 宗 士
幹 事	中 村 榮 治	幹 事	島 野 学
幹 事	熊 野 實	幹 事	廣 瀬 政 博
幹 事	横 田 淳 一		

6 幹事会部会委員 48人

総務部会長 熊野 實
(幹事兼務)

総務部会委員
企画財政部会委員
市民部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員
消防部会委員

島野 学
(幹事兼務)

総務部会委員 小山 正伸

企画財政部会長 横田 淳一
(幹事兼務)

企画財政部会委員 井上 哲

企画財政部会委員 白井 文夫

企画財政部会委員 村井 利行

市民部会委員
健康福祉部会委員
環境部会委員
土木部会委員

廣瀬 政博
(幹事兼務)

市民部会委員 間島 康博

市民部会委員 久利 泰夫

市民部会委員 中川 仁

健康福祉部会委員 川田 喜義

健康福祉部会委員 武上 浩一

健康福祉部会委員 西川 典生

健康福祉部会委員 藤田 正勝

環境部会委員 田中 豊彦

環境部会委員 大嶋 光晴

環境部会委員 藤井 敏孝

環境部会委員 宮武 敬三

環境部会委員 井上 協典

環境部会委員 大熊 正範

環境部会委員 黒川 久夫
土木部会委員

産業部会長 田阪 雅美

産業部会委員 池尻 育民

産業部会委員 川西 正信

産業部会委員 山田 悟

産業部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員

松川 武男

都市開発部会委員 横田 幸三

都市開発部会委員 大林 勝

都市開発部会委員 宮武 茂基

土木部会長 久米 憲司

土木部会委員 西岡 慎吾

土木部会委員 稲垣 基通

土木部会委員 稲葉 秀一

土木部会委員 平尾 洋二

土木部会委員 鎌田 茂史

土木部会委員	土 居 讓 治	教育部会委員	多 田 安 博
消防部会委員	矢 代 正 己	文化部会委員	馬 場 朋 美
教育部会委員	松 木 健 吉	文化部会委員	高 橋 広 二 郎
教育部会委員	前 田 昭 徳	文化部会委員	川 崎 正 視
教育部会委員	安 田 和 文	農業委員会部会長	溝 淵 收
教育部会委員	熊 野 正 樹	議会部会委員	谷 川 工

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森 田 大 介
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	松 崎 充 宏
総務班長 兼調整班兼計画班	奴 賀 信 二	調整班 兼計画班	中 村 郁 夫
総務班 兼調整班	安 西 正 門	調整班 兼計画班	若 菜 浩 臣

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第 2 0 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 3 9 号 コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 4 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 0 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 1 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 2 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 3 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 4 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 5 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 6 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

協議第 4 7 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について

（第 7 回会議提案：継続協議）

- 協議第 4 8 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 9 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 0 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 1 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 2 号 その他の事業（石のさとフェスティバル事業）
（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
（第 7 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 3 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について（再提案）
- 協議第 5 4 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
（協定項目第 8 号）について
- 協議第 2 7 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）

(2) 議案事項

- 議案第 1 2 号 合併協定書について（追加提案）

4 その他

- (1) 事務事業の調整について
- (2) 合併協定調印式について
- (3) 高松市・庵治町合併協議会の会議について

5 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第8回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議の会議録署名委員には、加藤博美委員さんと藪 淳子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第20号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第20号につきましては、第5回会議で提案及び説明を行い、第6回、第7回会議で質疑、協議を行いました。継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

ただいま議長の御発言にもございましたように、この地域審議会の取扱いにつきましては、第5回会議で提案されたものでございますが、委員から合併特例区など他の地域自治制度について、さらに研究したいなどの御発言があり、前々回、前回の二度にわたって意思集約を図ることができず、継続協議となっているものでございます。

提案内容並びにこれまでの経過につきましては以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号につきまして、御意見等ございましたらどうぞ発言を願います。

どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この件につきましては、先ほど事務局の報告にもございましたように、5回目で提案されて、6回、7回と、この提案されております地域審議会も含めて、合併特例区についても研究をしたいということで、継続協議をお願いをしてきておるわけですが、現在のところ、庵治町として意思集約ができたというところまでには至っておりません。私自身も、特例区は権能に限られると言いながら、やはり、地域の住民に身近な、密着した部分について、地域が主体性を持って処理をしていくということで、やはり地域が埋没しない、また、コミュニティも図れるんでないかということで、特例区という考えは持っております。

しかしながら、この6回、7回での協議会でのやりとり、また、昨年11月でしたか、公布されております政令なんかも勘案いたしますと、これ以上議論を続けても新たな妥協点といたしますか、もう見出せないんでないかというふうに思いますので、この件につきましては、この後、議長の判断でよろしく取り計らいをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに、この件について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをさせていただきます。

協議第20号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第20号につきましては、原案のとおりとすることを確認させていただきます。

次に、協議第39号コミュニティ施策についてから協議第45号下水道事業についてまでの7件を一括して議題といたします。

なお、協議第39号から協議第59号につきましても、前回、第7回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の6ページをお開き願います。

まず、協議第39号コミュニティ施策についてでございますが、提案内容は、ページ中

ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、継続協議案件の提案内容の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

協議第40号児童福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

協議第41号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

協議第42号環境対策事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

協議第43号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

なお、この農林水産関係事業の附属資料の記載内容に一部修正箇所がございますので、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、この会議資料の後ろにございます附属資料その1でございますが、その1の84ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料その1の84ページでございます。

農林水産関係事業のうちの有害鳥獣駆除事業でございます。

前回提出いたしました附属資料の庵治町の現況欄には、当初、「高松市と同じ」と記載をいたしておりましたが、前回会議で、庵治町側の委員の方から御指摘ございまして、確認をいたしましたところ、庵治町には、この有害鳥獣駆除事業に関する制度がございませんことから、「該当なし」と修正するものでございます。

なお、あわせて、右下の調整案につきましても、当初は、「高松市の制度に統一する。」といたしておりましたが、ごらんのように、「高松市の制度を適用する。」と修正をいたしたところでございます。

なお、会議資料の提案内容そのものには変更はございません。

以上が農林水産関係事業でございます。

恐れ入りますが、再び会議資料の21ページをごらんいただきたいと思います。会議資

料21ページでございます。

協議第44号建設関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

この建設関係事業でございますが、前回会議での庵治町委員の意見等も踏まえまして、市町間で、再度協議を行いました結果、今回、附属資料の対応策の部分を一部修正をいたしております。

御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどの附属資料の118ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料その1の118ページでございます。

建設関係事業のうち、道路維持管理等についてでございますが、現況の項目の5番目の庵治町のみ制度でございます、認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助に係る対応策を修正するものでございます。

ページ右側の中ほどにございます対応策の欄をごらんいただきたいと存じます。

当初、提出いたしました資料では、この対応策のなお書き以下の部分につきましては、「なお、庵治町の認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業での対応を検討する。」となっておりますが、今回、記載のように「なお、これまで庵治町において対応している認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業等で対応する。」と修正をするものでございます。

なお、その下の調整案並びに会議資料にございます提案内容につきましては、変更はございません。

以上が建設関係事業の修正部分でございます。

恐れ入りますが、再び会議資料24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページは、協議第45号下水道事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

以上が協議第39号から協議第45号までの7件の提案内容でございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第39号から協議第45号について御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

どうぞ。

上北委員 上北です。

協議第44号に建設関係事業とございますが、先ほど、道路関係につきましても土地改良事業等ということで、等を入れて、そういったものに対応していくというように修正をされたということはわかりますけれども、そういったようなものには、当然、費用がかかります。そういったような費用が本当に賄っていただけるかどうか、市の財政事情と、今現在の状況、それを見ても、本当に基金も、余り悪く言うんじゃないですが、基金も底もつき、いろいろなものに流動的に使える資金も少ない。そうした中で、合併を推進した場合に、合併特例債というのは、当然、借金が伴ってまいります。合併特例債、財源措置はとれますけれども、実際は、本当は、7割は起債で戻ってくると言いながら、先の非常に見えにくい話であり、さきに国がいろいろ事業をやれば面倒を見てやるということで、景気浮揚策をとった時期があります。そのときに、多くの投資した団体は、非常に、今困っておるというような状況になっておろうかと思えますけれども、本当にそういったようなことが二の舞となってくると。

それから、さきに市の財政運営の指針という、平成16年10月に高松市が出したものがございますが、それを拝見させていただきますと、市の財政計画の中で、それぞれ平成16年から20年度までということで再建計画をやっておりますが、その中にも、中期財政収支の見通しという項目がございますが、現状のままでは、近い将来、財政破綻を来すことが予想されると。それはもう財政運営を間違えば、そういったようなことは発生するということ。

先般も、合併協議会で私も質問いたしました。既に職員の5%カットということが2カ年行われます。それは、財政を安定化するための一つの施策であると思えますけれども、そういった厳しい、これから財政運営がなされると。また、地方交付税等財源対策債もあわせて、非常に、市のシミュレーションを見ても、交付税も、余り落ちないであろうというようなシミュレーションをやっておりますが、そうした中で、本当に市の財政の中で、財源として使われる基金の状況も、16年度の末で財調で約14億9,000万円ですから約15億円、それから、そういったような財源対策基金というのを集計しても76億円と。この中には、9月補正後の約14億円というのが入っておりますから、14億円がないとした場合には62億円ぐらいな、全部合わせた基金もそういったような

状況になってくると。

ほいで、庵治町の場合に、当然、財政力指数は低いですが、基金というものは、総額で約二十数億円ございます、庵治町の場合には。そういったような状況でございまして、その資金の中にも、特に住民に還元すべきであろう施策をやるべきであろうと思われるふるさと創生基金、これも約8億円ぐらいありますし、地域振興基金等もございます。そういった基金の、庵治町はそれなりに基金はあると私は思っております。

そうした中で、非常事態の中で、こういったような建設関係、道路の補助等、従前であれば市道以外であっても、庵治町の場合には7割補助で、それぞれ、それらに対応してきたという過去の実績がございます。住民から要望があれば、それは、即、足らなければ補正で対応するとか、そういう形でやってきておりますが、道路等の維持管理等についても、住民がここの道路が悪いんだといったような御要望を市の方へした場合に、それらにある程度、即、予算もあろうかと思えますけども、そういう、即、合併した町村には対応してくれるというような御配慮はあるのでしょうか。

議長（増田会長） それでは、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、土木部会の方からお答えいただけますでしょうか。

稲垣土木部会委員 118ページで対応策のところに修正いたしましたとおり、庵治町との調整の中では、認定外道路の中で自治会道というか、町が所有しておる道路につきましては、市の方で対応するなり、また土地改良事業等で対応するという表現にさせていただきました。

議長（増田会長） どうぞ。

上北委員 上北ですが、庵治町の各自治会が御要望したら、その年度あるいはその翌年度に対応してくれますかと。書くのは書いております、確かに土地改良事業等で対応しますということですが、そういったものが、合併されることによってスケールが大きくなりますから、私、庵治町は小さいですから、戦艦大和じゃなくて、市が戦艦としたら、庵治は掃海艇ぐらいだから、非常に小回りがききます。住民の要望があれば、それに対応するかどうかというのは大きく小回りしますし、財政状況についても同じことが言えると思う。大きな戦艦はなかなか小回りがきかない。しかし、小さな町は、大きなんもきくと思うけども、小さなやつはすぐ小回りがきいて、いろいろ修正を加えたり、そういうことはできると。

だから、私が言っているのは、そういう住民の、当然、御要望が毎年庵治町であれば1、

000万円なり、それなりの状況によって、こういうような部落道をつけるんですと。ひとつ補助をしてくれますかというような事態が、実際にずうっと起こっておるわけです。しかし、合併をすれば、いや、それは市全体で考えるからいかんのだとか、いや、今は予算がないんだ。僕は、さきに特に言ったのは、こういう財政状況の中で、本当に編入されたところが、そういうようなことに配慮をしていただけるかどうか、そこら辺の御回答が私は欲しかった。

いや、それはもう、してくれるんは間違いないだろう。5年先でもしたんには変わりないけれども、庵治町は小回りがきくからそういうものには、即、住民には対応してきたから、市も庵治町の自治会なりが要望した場合に、そういったものに対応してくれますかという事のお返事を聞きたい。

議長（増田会長） 私からお答えしますけれども、一番最初の合併の基本的な項目の中に、住民サービスの低下を来さないということが入っておりますんで、少なくとも、もっと具体的に言えば、庵治町がこの道路関係の修繕費が毎年1,000万円ぐらい上げて、1,000万円ぐらい使っておるとすれば、それは、当然、確保されるであろうということとは、もう当然のことでございます。

ただ、余りにも高松市と違った、そこらの均衡というのはありますけれども、基本的に、合併して不利になるようなことはないよということとは、もうたびたびいろんな項目でも申し上げておるように、それは当然やっていこうということです。

なお、財政状況いろいろお話しいただきましたが、確かに、財政は非常に高松市も厳しゅうございます。県財政も厳しいのと同様でございます。ただ、これは、今ちょうど三位一体改革が端境期にあるということがありますんで、ここ一、二年が底ですから、私も、その間2年間は職員にも我慢してもらっていこうと。そうすれば、もう三位一体改革の効果が出てくれば、これからは地方譲与税もふえてきますし、少なくとも交付税も来年度と同じように、基本的には現在の額は確保されるという中で、今後、職員も合併する町村の職員が大分ふえますから、これがどんどん自然減になって、今度いくときは、採用というのが、ほとんどもうしばらくはできませんけれども、自然減で退職していけば、これはもう人件費がどんどんどんどん下がっていくとか、将来については非常に明るいと、私としては展望を開いております。

ここ一、二年が底だというのは間違いないですけど、それが過ぎれば、まず合併の効果も次々と大きく出てくるということが、もう目に見えておりますんで、財政的、高松市と

しては今は確かに厳しい状況ですが、私としては非常に楽観的に思っておりますので、その心配はないと思います。

何かございますでしょうか。

上北委員 私ばかり聞いて悪いんですが、もう一点お聞きしたいんですが、この建設関係の中に漁港施設の占用料というのを、先般、私、質問しましたけれども、その回答の中で、庵治町は庵治町として独立の別個の条例において対応しますという御返事だったので、その場はどっちでもよかったんですが、もう私自身、それちょっとおかしいんじゃないかなと。本当は、高松市漁港管理条例というのが本家本元の条例があれば、今現在はないらしいですけど、新たにつくれば、新聞紙上に載っておったような係船料を取るとか、庵治町は取ってないですが、高松市の今の新しくつくる漁港管理条例ではそういう占用料を取るといような形で条例が二つあるといような御返事で、庵治町は庵治町で対応しますといようなこと、実際は、それ制度的に、私も制度を聞いたんですが、本当にそういうので高松市民が納得するのかなあと思うん。本来は、条例は一つじゃないのかなあ。あるいは、それは経過措置等で対応するのか、附則で対応するのかわかりませんが、非常に庵治の顔を立てていただいて、二つも条例をつくっていただいて、庵治町は高松市庵治町内の漁港管理条例という特別条例のよな形で対応してくれるように前回お話があったんですが、その考え方は変わってないですわね。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、この件につきましても土木部会の方から答弁をお願いいたします。

稲葉土木部会委員 土木部会です。

基本的に、条例は高松市の漁港条例なら漁港条例一つになります。一つの中で、庵治町の地域の漁港については従来の制度の規定を盛り込むという形になろうかと思ひます。まだ現在は検討しておりませんが、基本的には一つの条例の中で、適用するのが地域が分かれるということになろうかと思ひます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

上北委員 上北ですけど、最初からそういう御返事をいただいとったら。この前は、私、確認したんは別個で保護してくれると。本則の中に庵治町だけを別個な、そういった今言われたよな、御説明を受けたよな形での条例じゃないという御返事を、前回いただい

たもんだから、そういうのはおかしいんじゃないですか、それはもう私の解釈が間違っただけで、ほかの人に聞いてもらってもわかるんですが、別個のもんで保護しますという形。その本則の中に入らなければ、高松市の条例の中で保護するわけだから、それも本当にそういう形で保護されるものですか、同じ市民でありながら。それはもう保護してくれるんはありがたいけれども、本文の中にきちんと入って庵治に存在する漁港だけはただですとかというような、何かうまい話を聞かせてもろて後からはしご外されるような話にはならんのですわね。間違いないですか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

稲葉土木部会委員 制度として、前回も申し上げたんですけども、高松市の漁港の維持管理については現在のところ100%市が見ております。庵治町地域については、現在、地元において処理されております。ただ、係船料については、あくまでも高松市が目的にしておるのは、その維持管理費用に充てるための費用ということでございます。現在は、庵治町については、既に自主的にその費用は取ってるということでその必要がないわけですね。ですから、この制度は、当分、庵治町さんの場合は残していきましようということでございます。係船料についても、当然、取る必要がないということですから、そういう一つの条例の中で高松市と庵治町は併記していくということでございます。

上北委員 結構です。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第39号から協議第45号についてお諮りいたします。

協議第39号から協議第45号までの7件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第39号から協議第45号までの7件について、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第46号消防防災関係事業についてから協議第52号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）についてまでの7件を一括して議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の27ページをごらんいただきたいと存じま

す。

まず、協議第46号消防防災関係事業についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第47号社会教育事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第48号文化振興事業についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第49号その他の事業（契約制度）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第50号その他の事業（葬斎関係事業）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、右側の38ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第51号その他の事業（女性政策）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、次の39ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第52号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

以上で協議第46号から協議第52号までの提案内容の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号から協議第52号までについて、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

どうぞ。

増田委員 増田です。

第47号の社会教育事業についてのところなんですけれども、30ページです。

その中で、庵治町地域で実施している子どもの健全育成にかかわる共催事業についてなんですけれども、地域の自主活動事業とするとあるんですけれども、これの件に関して、

附属資料の21ページの4共催事業のところ、庵治町では、子どもの健やかな成長を図るため、教育委員会、青少年健全育成町民会議、PTA協議会などが協力し合って、地域ぐるみで子どもを育てる活動を行っております。今、庵治町では、このような、下にあるような大変積極的に地域の方々に協力いただいて、いろんなキッズクラブとか、ふれあいつり大会とか、社会教育の方でして下さっております。

このことに関して、県では、みんなで子どもを育てる県民運動とか積極的にやっていて、県からの指導もあってこのようにボランティアの方に協力願ってしているわけなんですけれども、文部科学省で子どもの居場所づくり推進室というのがありまして、地域子ども教室推進事業というのが行われております。市では、そういうことに関してはどのように行っているのでしょうか。庵治町では、大変このことについては熱心にかかわっていると思うんですけれども、これが単に、ここで言うたらもう自主活動ということで終わってしまってるので、できたら自主活動事業として推進するということまで踏み込んでお願いできたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの増田委員さんの御質問は、附属資料その2の21ページ子どもの健全育成のうちの4共催事業でございます、庵治町の現況欄でございます、この事業内容についての御質問でございます。教育部会の方から答弁をお願いいたします。

松木教育部会委員 教育部会でございます。

まず、文部科学省の地域子ども教室の高松市の取り組み状況について御説明申し上げます。

これにつきましては、当初、市町単位の実行委員会を立ち上げて、県から委託を受けてくださいというお話でした。そういったことでは、高松市の場合、高松市全体で一つの実行委員会を立ち上げて、それで各校区へ指導員を送り込むというやり方では、現在、地域で行われている自主的な活動を損なうのではないかと考えるのもと見送っておったわけなんですけれども、その後、文科省の方の基準が変わりまして、各学校ごとに、校区ごとに実行委員会を立ち上げて、県から直接委託を受けられるという状況になっております。16年から18年の3カ年の文科省の事業でございますけれども、これにつきましては、現在、高松市では五つの校区が地元で実行委員会を立ち上げて取り組んでおるところでございます。

それと、地域の自主的な活動について、どのようなスタンスで臨むのかということですが、子どもたちが、当然、健全に、また心豊かに発達していく、成長していくため

には体験活動の機会というものの充実、これは非常に重要なものであると考えております。こうした子どもたちの体験活動を学校なり家庭なり地域、特に地域のPTAや子ども会、こういったところが中心になって地域の自主的な活動として進めていくことが必要と考えております。

それで、市の場合は、ほとんど各校区の自治会あるいはPTAあるいは全市的な市子連、そういったところが中心になって事業を実施しておられるわけでございます、庵治町地域におきましても、そういった組織の自立化ということに今後取り組んでいただきますとともに、当面、子どもたちの体験活動に支障がないように、例えばですけれども、公民館活動の活用とか、そういったことで支障がないように対応してまいりたいというふうに考えております。

増田委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第46号から協議第52号までについてお諮りいたします。

協議第46号から協議第52号までの7件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第46号から協議第52号までの7件については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第53号合併の期日についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第53号合併の期日についてでございますが、この合併の期日につきましては、ページの下の方に参考として記載しておりますように、第2回会議におきまして、より具体的な期日は改めて提案することとした上で、枠の中にございますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」と確認されているところでございます。

合併の期日につきましては、現在、高松市と合併協議を行っている各町がばらばらでは

なく、可能な限り統一することが望ましいところでございますが、このうち塩江町につきましては、17年9月26日と決定し、既に市町議会の議決を経て、知事に合併の申請をしているところでございます。

また、香川町、牟礼町につきましては、今月の3日と10日に開催いたしました、それぞれの合併協議会におきまして、合併の期日は、平成18年1月10日とすることを確認し、協議を終了いたしておるところでございます。

このような他の町の動向も踏まえ、高松市と庵治町とで協議いたしました結果、今回、具体的な合併の期日については、ページの中ほどにございますように、「平成18年1月10日とする。」としたところでございます。

この平成18年1月10日という合併の期日を選定した理由でございますが、次の41ページに、その理由を整理いたしております。41ページをごらんいただきたいと思います。

1の合併の期日の選定の理由でございますが、まず、(1)にございますように、住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。合併に際しましては、通常の市町の業務等を行う中で、その準備を行い、合併と同時に円滑に事務の移行を行う必要がございますが、本年の秋以降の各種の業務の状況などをさまざまな角度から検討いたしました結果、この18年1月10日が円滑に事務の移行が行え、ひいては住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

次に、2点目といたしまして、定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市当初予算を審議する3月定例会市議会に参加できるということでございます。増員選挙は、合併後50日以内に行われることになっておりまして、合併の期日がもう少し後ろになりますと、合併後の高松市の当初予算の審議の際に、庵治町を代表する議員がいないという状況になります。

続きまして、3点目といたしまして、この日が3連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日(6連休)を活用し、電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、円滑に対処できる日であるということでございます。

以上が選定の理由でございます。

次に、2といたしまして、先進地域の事例を記載をいたしております。

表の下の欄外に 印で記載しておりますように、この事例は、平成11年4月1日以降

に編入合併した中核市等及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等の事例でございます。この中核市等とは、中核市と県庁所在市でございます。

表の中ほどでございますように、同じ四国の高知市、松山市のほか、大分市、長野市が本年の1月1日に、また、長崎市につきましては、実質的には1月1日と同じ1月4日に、そして秋田市が3連休明けの1月11日に合併をいたしております。

以上が合併の期日の提案内容でございますが、当初、この合併協議会で設定いたしました合併協定項目のうち、この合併の期日と、この後、御協議いただきます農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い以外の項目につきましては、前回会議までに提案しております。事務局といたしましては、今後の合併協議スケジュール等も勘案して、会議規程の定めはございますが、委員の皆様方の御了解が得られるのであれば、新規提案の案件につきましても、本日の会議で意思集約を図ることを念頭に御協議をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で協議第53号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御協議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第53号について御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、先ほど事務局から説明がありましたが、委員皆様の御了解がいただければ、この場で意見集約を図りたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようございますので、それでは、協議第53号についてお諮りいたします。

協議第53号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようございますので、協議第53号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第54号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたし

ます。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の42ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第54号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように「庵治町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。」というものでございます。

この調整内容を御説明いたします前に、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて御説明を申し上げます。

次の43ページをごらんいただきたいと存じます。

43ページには、資料といたしまして、編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期に関する資料を掲載しているものでございます。

まず、農業委員会の数でございますが、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、表の2段目、3段目に記載のとおり、農業委員会法または合併特例法による特例措置といたしまして、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、表に整理いたしておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の農業委員会を統合する場合でございますが、原則では、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。

右側に記載をいたしております特例措置を適用いたしますと、編入される市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任をすることができます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合でございますが、編入される町村を区域とする農業委員会を従前委員の任期の残任期間置くことができます。

次に、3段目の新たに二つ以上の区域を設置する場合でございますが、合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により80人を超えない範囲で在任が可能となり、その任期は、合併後1年を超えない範囲で定める期間となっております。

以上が農業委員会の委員の定数及び任期についてでございます。

それでは、調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料のその2の85ページをごらんいただきたいと存じます。その2の85ページでございます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての資料でございますが、申しわけございませんが、この後の、次の86ページにつきましては、帳合いのミスがございまして、87ページと同じ内容が印刷をされております。このようなことから、恐れ入りますが、本日、別途配付をいたしております1枚物の資料で、左上に附属資料その2の差しかえ分と記載している資料がございまして、その資料をごらんいただきたいと存じます。86ページにつきましては、こちらの資料で御説明申し上げます。

本日、机上に配付いたしておりますが、1枚物の資料でございます。附属資料その2の差しかえ分、これをごらんいただきたいと存じます。

差しかえ分でございますが、86ページにつきましては、農業委員会及び選挙区についての記載でございます。

1の区域面積から5の選挙区につきましては、現況欄に記載のとおりでございまして、調整案は右下にございますように、「庵治町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。」といたしております。

以上が農業委員会と選挙区についての調整であります。

続きまして、恐れ入りますが、附属資料その2の、本編の87ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料その2の一番最後のページになります。87ページをごらんいただきたいと存じます。

農業委員でございますが、現況のうち、2の委員数のうち(1)の選挙による委員は、高松市が40人、庵治町が15人でございます。また、3の任期はごらんのように同じでございます。

この農業委員につきましては、右上の問題点・課題の欄にございますように、合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がございます。

今回、庵治町の選挙による農業委員の特例数につきましては、この現況欄の下側に印で記載しておりますように、高松市の選挙による委員1人当たり農地面積と基準農業者数を基本に、庵治町の農地面積と基準農業者数に基づき算出したものでございます。

このような状況を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますよ

うに、「庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。」とし、調整案も記載のとおりの内容といたしたところでございます。

以上で協議第54号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第54号について御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この件につきましては、先ほど事務局の方から説明の中にもありましたように、最初の提案ということですから、継続ということになるかと思うんですが、残された時間も限られておるといことですので、この場で二、三、お聞きをしておきたいと思います。

提案内容からいきますと、農地面積、また基準農業者数から機械的に計算をして、その上、四捨五入をした上で、庵治町の委員さんについては、高松市の委員さんの残任期間である20年7月までは1人という提案になっておるわけですが、庵治町の場合、現在、農業委員さんが18名おいでます。多いかどうかの議論は別にしまして、といたしますのが、18人というのは、地区が18地区に分けておりまして、その地区ごとに1人の農業委員さんが、具体的に農地法案件の個々の確認とか、また、生産調整における転作の地域ごとの調整とか、また、耕作放棄を防止せんがための農地パトロールとかという、また、あわせて農家の方の相談ということも実務的に委員さんをお願いをして、従来活動をしてきております。その18人の委員さんが、この提案にございますように、1人となった場合に、庵治町の委員会の活動に支障が出ないというふうにお考えなんでしょうか。そのことについて、まずお答えをいただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、農業委員会部会の方から答弁をお願いいたします。

溝淵農業委員会部会長 農業委員会部会でございます。

ただいま高砂委員さんのお尋ねでございますが、今回、庵治町さん、18地区と、18人の委員さんがなさってるということは事務局の方からも伺ってございます。それで、高

松市におきましても、今現在、選挙の委員さん、先ほどありますように40人の委員さんが出てございまして、全く、先ほど高砂委員さんがおっしゃったように、高松の農業委員さんも全く同様な活動をいただいております。

そういった中で、高松市も1人当たり委員さん平均で155ヘクタールということになってございまして、これも地区によって差がございまして、私ども、御存じかと思いますが、旧山田町、中山間地域のところの委員さんであれば、200ヘクタールを超える250ヘクタールぐらいの担当してる委員さんもございまして、一方、市内では100ヘクタール強ぐらいを担当している委員さんもそれぞれございまして。そういった中で、全く同様の活動をしておりますので、全く支障がないとは申しませんが、ほぼ農業委員さんの活動ができるものと考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

高砂委員 高松の委員さんが担当しておる農地面積等勘案すれば、庵治町が1人でも対応できんことはないというふうなお答えかと思うんですが、ここに来るまでに漏れ伝わるころによりますと、当初、この調整の段階で、委員さんは1人という提案があったと。それに対して、庵治町としては、少なくとも2人は委員が必要でないかということをお願いしたと。それについては、この調書にございまして、庵治町狭いといいながら216ヘクタールの農地がございまして。そのうち、この平野部が約113ヘクタール、52%ほどございまして。海岸部が103ヘクタールです。48%ぐらいございまして。せめて、その平野部と海岸部と一人一人の委員は必要でないかということで申し上げたと。それについては、いや、それ事情はわかるけれども、今までに他町とこういう調整案で協議が進んでおると。だから、非常にその件について難しいんじゃないかというふうなお答えがあったというふうに聞きました。編入する側の自治体として、そういう進め方が適切かどうか、私は大いに疑問を持っております。そのことについてはどうでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

溝淵農業委員会部会長 農業委員会部会でございまして。

この農業委員の定数の協議のスタートに当たりましては、各委員さんも御存じのように、当初、塩江町が非常に早くから協議が先行してございました。そういった中で、塩江町と個々に協議を進めておりましたが、その後残っております5町の協議も進んできたといったようなことの中で、まず、塩江町の提案する前に、各町さんに同じスタンスで、私、事

前に御説明させていただきました。

そういった中で、事務局の皆さん方に御説明申し上げましたのは、こういった考え方の中で、各町で、本当に各町としてこのところがほかの町と違ってると、こういうようなことがあればおっしゃってくださいということを申し上げてまいりました。そういった中で、高松市の農業、また、合併を今検討しております6町の農業情勢、これ香川県の農業を見ましてもそうですが、大きなところで違いはないというふうに私ども判断いたしまして、このような協議で進めさせていただいた次第でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

高砂委員 各町に提案した上で、塩江町さんが先行しとったから、調整した上で塩江町さんに提案したということですが、それは私の認識では少し違うと思うんです。日程的に、日にち的に違います。

しかし、そのことについてはもうこれ以上申しません。ただ、この調整案で仮に決まったとした場合、少なくとも、先ほど申しましたように、平野部と海岸部でも半々ぐらいの農地があるわけです。各地区がばらばらで今までは農政活動をやってきとったわけです、18人の委員さんで。それが1人になるわけですから、少なくとも、それにかわる協力員的なものは確実に担保していただきたいと私は思います。このことについては議長が事務局か、どちらからでも結構ですが、よろしく。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

溝淵農業委員会部会長 それでは、お答え申し上げます。

今、委員さんからおっしゃったように、これ非常に、私どもも最初お伺いしたときに15人の公選委員さんとあわせまして議会推薦の方も3名、これも議会じゃなくて地元の方を充てて農業委員さんの活動をなさってるということも十分お伺いしておりますので、お一人になりますと、やはり十分にできない点もあろうかと思っておりますので、その点につきましては、今、委員さんの御発言のありました協力員、これは名称でございますが、我々、農業委員会系統組織が取りまとめております協力員もあわせた形で、どうすれば本当に庵治町の農業委員さんの活動に支障がないようにできるのか、この点あわせて、具体的に、また事務局と検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

高砂委員 最後に申し上げておきます。

先ほど、事務局の方からもお答えがございましたように、この農政活動に支障のないように、呼び方はどうであれ、協力員的なものを確保していただきたいということは申し上げておきたいと思います。

なお、この件につきましても、残された時間が限られておることですので、私としましては、議長の方でこの後の判断についてはお任せをいたしたいと思います。よろしく。

以上です。

議長（増田会長） 十分に留意いたしておきます。

ほかにございますか。どうぞ。

上北委員 上北です。

先ほど、事務局の方から農業委員の定数について、高砂委員の方から、ある程度、了解したような御返事が出ておりますので、余り多くは語りませんが、ただ、事務局の方で各合併町を寄せて、それで、その中でいろいろお話を聞いたんだということでございますので、一つお聞きしたいのは、当然、高松市の選挙区が7選挙区ということで、この資料に表示をされております。それで、庵治町は、このきりは1名でございますが、当然、7選挙区のこと包含されて、選挙区はどうせ少なくなるんですから、恐らく飛び地みたいな選挙区の数合わせはしないと思うんですが、隣接町との関係だろうと思うん。当然、事務局の方で、その7選挙区になった場合の選挙区のエリアを提示しておると思うんですが、当然、これも選挙に係る分、議員の場合には、当然、残任期間は1名、それから4年間1名ときれいに決めていただいたんですが、農業委員の選挙の場合に、庵治町が高松市に編入された場合に、農業委員の1名というのは、当然、定数は40名ということで決まっておるんだから、その中へ入っていくわけですから、庵治町の選挙区は7選挙区のだれかに入るんですから、どこらあたりに入るんですか、この地域で言うたら。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

溝渕農業委員会部会長 じゃあ、お答え申し上げます。

今、上北委員さんのお尋ねは、この合併特例が終わった後の20年7月20日以降のお尋ねということでよろしいですかね。

上北委員 そうです。

溝渕農業委員会部会長 今、委員さんおっしゃったように、今、高松は七つの選挙区がございます。ですから、今回、実はことしの7月が委員の改選時期でございますので、今

回の選挙につきましては、各町さんとも同じ選挙区でやっていただきます。それで、20年のときでございますが、この時点では、実は選挙区を持つ基準がございます。農地面積が500ヘクタール以上もしくは農家戸数です。基準の農業者数、これが600以上なければ単独で選挙区を持つことができません。そういったしますと、庵治町さんの場合には、面積、また基準農業者数もこれに達しておりませんので、単独で選挙区を持たないということになります。それで、ただいまの御質問があらうかと思いますが、これにつきましては、実は、合併町6町で今協議が進んでございますが、仮に全6町が合併していただきますと、これは高松市の選挙区、先ほど言うた40人を1市6町で今度割り振らなければいけませんので、これが今の選挙区に足したらいいのか、はたまた、もう根本的に見直ししてやったらいいのか、この点につきましては、また新しい委員さんで20年までに御検討いただきたいというふうに、今、考えてございます。そういうことでございますので。

上北委員 結構です。

議長（増田会長） ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、先ほど事務局から提案もありましたように、この件についても、本日お諮りさせていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

協議第54号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第54号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第27号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第27号の建設計画について御説明いたします。

本日、その3ということで資料をお配りをいたしておりますが、この建設計画につきましては、前回の会議で委員の皆様からの御意見などを踏まえまして、3カ所について、内容の修正を行っております。その後、市町間で協議を行っておりますが、内容につきましては、特段の修正箇所はございません。本日、お配りをいたしております建設計画案につ

きましては、前回提出いたしました資料に、簡易な字句等の修正がございましたので、その修正を行って整理したものでございます。それを改めて本日お配りをいたしております。特段の修正箇所は、前回からはございません。

以上、簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号について御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。どうぞ。

梶河副会長 庵治町の梶河でございます。

今になってでございますが、できたら一つ追加をお願いしたい。庵治町では、1月28、29、30、また2月10日、4日間かけて合併についての説明会を持ちました。その中で、住民の意向として、非常に、これから先、交通弱者といいますか、高齢化の時代、また、現在も高校に通学する生徒、これが自転車で通学する方もかなりおられるわけですが、女の生徒なんかは遠くに行きにくい、というのは、御承知のとおり、丸山峠というのがございます。高松市が合併して6町を加えたとしても、町の中心に至る道で、峠を越えなければいけないというのは庵治地区だけだということでございます。

牟礼側の方には道路が3本ついておりますが、一番西の端の一番広いのが牟礼町と庵治町が協力をしてつけた町道でございます。その東側にある狭い方が県道だと。こちら側にも役場の前を通るとる広い道路は、これは町道でございまして、町が努力をしてつけた。県は在来の道でよろしいということで拡幅してくれなただけでございます。そのぐらい町としては道路に力入れておるんでございますが、いかんせん丸山峠というのが国立公園ということで、いろいろが非常に難しいというふうなことがございまして、なかなか通行の効率化といいますか、庵治と牟礼ちゅうのは石の産地でございますから、石を庵治側から牟礼へ、牟礼から庵治へ運ぶのも、あの坂を上ったりおりたり、非常にエネルギーのロスをしながらかやっておるというふうなことでありますし、子どもさんとかお年寄り、牟礼側、今度は高松の方へ向いて、行くというのも大変行きにくい、自転車あるいは歩いていくのは行きにくい、そのような地形にある。そういうことから、ぜひ建設計画の中に、将来的にそのような峠でなくて、水平な道をぜひ建設の中に加えてほしいと、計画の中に考慮していただきたいなあと。

庵治町、創造の森という森を持っております。あれは国有林でございましたが、10年

ほど前に町が買い受けて持っております。トンネルを掘ろうと思えば、多分その下を掘れるというふうなことは考えられます。そういうことで、ぜひ高松市さん側の御理解をいただいて、将来は住民が行き来する、高松の市民が来られるというのも、自転車でやってこられるような土地にさせていただきたいなあというふうに思うわけでございます。ひとつよろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局からちょっと、逆に、ちょっと確認をしていきたいんですけれども、ただいまの御意見は、建設計画の39ページの道路の整備のところの御指摘かなと思います。ここの文章表現上、今のは読み取れないということであれば、御意見を踏まえて、今後、市町で調整をして、あるいは香川県事業とも関係があるということであれば、香川県との協議も再度しなければならぬということになります。

そうなりますと、合併協議会は本日で終了できないということになって、また日程を改めて協議をするということになるかと思いますが、香川県との協議ということになりますと、日程的に大分時間がかかるということもあろうかと思いますが、そういうことも含めて、ちょっと事務局として提案をさせていただきたいんですけれども、可能な限り読み取れるような表現、一部修正も含めて、会長、副会長に御一任をいただくと、会長、副会長に修正部分の御一任をいただくということで、本日御了解いただければ、そのような対応も可能かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

梶河副会長 庵治町の梶河でございます。

この構想というのは、山を越えてきておる道路、それをさらに上へ上って庵治側へおりようというふうな構想になっております。私は、やはり車は上がってもいいですけども、人は余り高いところを越えるというのは非常におっくうなものということで、一般の人が行き来する、車で走るのはいいですが、自転車、歩いてという方は、あそこへ行くのは大変だから行くのをやめようというふうな地域、そのまま引っ張ってしまうなあという気がします。住民の方からも、そのような非常に強い要望といたしますか、高校生とかお年寄りがスムーズに通れるようなことを将来考えてほしいというふうな意向でございます。

そういうことで、別に文章を直さなくても、将来的にそのようなことを考えてやろうという御意向があれば、私はそれでいいとは思いますが、ひとつぜひ、そのような御認識をいただきたいなあというふうに思います。

事務局長 事務局からちょっと補足させていただきます。

ちょっと内容が確認できなかったわけですが、39ページの今の道路の整備の1行目から2行目の文章、「高松都心部へのアクセスの利便性を確保するために、丸山峠付近の県道バイパスとして丸山湯谷線の道路改良を進めるとともに」というふうに書いてます。これは、次のページに、重点取り組み事項としても、下から二つ目の表の中に市道等整備ということで丸山湯谷線、こういうような表記をいたしております。

ただいま副会長さんの方から御意見ありましたことを含めて、この実施の段階において、十分に配慮していくということによろしければ、会議録にその旨を残すということで対応させていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

梶河副会長 結構でございます。

議長（増田会長） それでは、そのように取り計らせていただきます。

ほかでございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第27号についてお諮りいたします。

協議第27号につきましては、建設計画案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第27号については、建設計画案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございますが、議案第12号合併協定書についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

本日お配りしております資料のうち、表紙の中ほどに第8回会議資料追加提案と記載されました会議資料がございます。この資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

追加提案と記載をされました会議資料でございます。こちらの1ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま協議第27号の建設計画につきまして協議が調い、以上をもちまして、当初、合併協議会で設定いたしました協定項目についての協議がすべて終了いたしましたことが

ら、議案といたしまして、この合併協定書についてを追加して提案するものでございます。

1ページの議案第12号追加提案でございますが、合併協定書を、別紙のとおり定めるというものでございます。

それでは、次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙合併協定書でございますが、この合併協定書につきましては、この高松市・庵治町合併協議会において合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長、庵治町長が署名、押印するものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、内容につきましては、これまで合併協議会で御協議いただきました各合併協定項目の確認内容を協定項目順に整理したものでございます。

まず、3ページの1の合併の方式から5の財産の取扱いまでは、合併協定項目の基本的な協議事項でございます。

また、6の地域審議会の取扱いから次の4ページの10にございます一般職の職員の身分の取扱いまでは、合併特例法に定める協議事項でございます。

また、次の5ページの11の町名・字名の取扱いから、少し飛びますが、7ページにございます、中ほどから下でございますが、24の各種事務事業の取扱いまでがその他協議事項となっております。

なお、この24の各種事務事業の取扱いにつきましては、24-1の電算システム事業から、ページが飛びますが、15ページをごらんいただきたいと存じます。15ページにございます24-22のその他の事業まででございます。

さらに、このその他の事業には、ごらんとおり、外部監査制度から次の16ページの葬斎関係事業まで七つの項目がございます。

また、16ページの一番最後に記載しておりますように、25の建設計画でございますが、これにつきましては、建設計画については別冊のとおり定めるところでございます。この協定書に建設計画を添付することといたしております。

なお、次の17ページと18ページには、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として記載しているものでございます。

なお、これらの内容でございますが、法制担当部門の意見を聞く中で、例えば、法律番号の記載方法や語尾の表記の統一など、若干の字句の修正を行っておりますので、御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、提案時期の関係から、その他の事業として、別途提案いたしておりました石のさとフェスティバル事業の調整内容につきましては、この協定書の中では、15ページの24-21にございます文化振興事業の中に統合整理をいたしております。このような形で統合整理をいたしたものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページは調印書でございます。内容につきましては、記載のとおり、「高松市、庵治町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・庵治町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、高松市長と庵治町長が署名押印し、立会人といたしまして香川県知事に署名をいただくことといたしております。

また、次の20ページからは、立会人といたしまして合併協議会の委員の皆様にご署名をいただく箇所でございます。

以上で追加提案いたしました議案第12号合併協定書についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第12号について御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、議案第12号についてお諮りいたします。

議案第12号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようですので、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他 （1）事務事業の調整について

（2）合併協定調印式について

（3）高松市・庵治町合併協議会の会議について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）事務事業の調整についてから（3）の高松市・庵治町合併協議会の会議についてまで、一括して事務局から説明いたし

ます。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の４７ページ、一番最後のページ裏側でございますが、４７ページをごらんいただきたいと存じます。

４のその他でございますが、三つの項目名のみ記載しておりまして、特段、資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

まず、（１）の事務事業の調整についてでございます。

事務事業の調整につきましては、合併協定項目に係るものにつきましては調整が終了いたしましたでしたが、住民の負担、サービスに直接影響を及ぼさない数多くの事務処理の方法等につきましては、今後も市町間で協議調整を進めていく必要がございます。これらの事務的なものにつきましては、別途帳票を作成し、幹事会でその進捗状況と調整結果を報告し、副会長、会長までの決裁をしていただくということで対応、処理をいたしたいと、そのように考えております。

なお、合併協定項目の調整案の中には、合併時まで調整する、あるいは市長、町長が別に協議して定めるといったものがございますが、これらにつきましては、調整が終わり次第、適宜この合併協議会におきまして御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務事業の調整につきましては、以上でございます。

続きまして、合併協定調印式について御説明いたします。

調印式につきましては、本日の会議で、当初設定をいたしました合併協定項目についてのすべての協議が終了いたしましたので、今後、速やかに調印式を開催できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

なお、調印式の日程でございますが、今後、両市町及び県など関係機関と調整をいたしまして、早急に、委員の皆様を初め、関係各位へ御連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、合併協議会の会議について御説明いたします。

合併協議が終了いたしますと、合併協定書の調印を行った後、市町の議会に合併関係議案を提出し、審議をお願いすることとなります。合併協議会につきましては、両市町の議会で合併関係議案が可決をされますと、合併の期日の前日まで設置することになります。今後の会議につきましては、議会の議決の状況を見た上で、改めて開催時期等について協議をさせていただきたいと存じます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上でその他ということが終わりますが、せっかくの機会でございますので、皆様方の方で何か御発言がございましたら承りますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

会議次第5 閉会

議長（増田会長） この際、閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げたいと存じます。

昨年、6月1日に高松市・庵治町合併協議会が設置されまして、翌6月2日に第1回会議を開催して以来、これまで8回の会議を開催しました。本日、すべての合併協定項目についての協議を終えることができました。

これまで、協議に際しましては、委員皆様方から率直な、また真剣な御意見を賜り、まことにありがとうございました。特に、この協議会は、先ほども申し上げましたが、昨年6月という合併特例法の期限も考慮いたしますと、タイムリミットとも言える時期にスタートしたわけでございましたが、委員皆様方の格別の御協力によりまして、円滑な会議運営をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今後、合併協定書の調印を経て、市町の議会において、合併関係議案についての御審議をお願いすることとなりますが、高松市といたしましては、庵治町を初め近隣町との合併により、四国の将来の州都にふさわしいような風格のある元気な都市を創造してまいりたいと考えておりまして、庵治町と高松市との合併実現に向け、今後、議会で適切な判断がなされますことを強く期待いたしておるところでございます。

皆様方には、改めてごあいさつの機会があるかと存じますが、まずは、この場をおかりしてお礼を申し上げる次第でございます。長い間ありがとうございました。（拍手）

副会長さん、一言お願いたします。

梶河副会長 失礼をいたします。

会長さんのごあいさつにもありましたように、昨年の6月から本日まで都合8回、大変御多用の中、特に会長さん初め高松市さん側の委員さんには、同時に六つの協議会が進行するという、大変御多忙の中を時間を割いていただきまして、庵治町との合併協議会、本日までつつがなく進んでまいって、無事、議了といたしますか、案件がすべて協議終了させていただいて、本当にありがとうございました。

この先、まだ若干の事務はございますけれども、新しい高松市の誕生、また、高松市さんが今後それを踏まえて、ますます発展されますように、また皆様方がさらにさらに発展されますように、心から御祈念を申し上げまして、簡単措辞ではございますが、お礼にかせさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。お世話になりました。
(拍手)

議長(増田会長) それでは、以上をもちまして高松市・庵治町合併協議会第8回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

午後 3時18分 閉会

会議録署名委員

委員 加藤博美

委員 藪淳子